

酒田市上下水道事業物品購入等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、同法施行令（昭和27年政令第403号）、酒田市上下水道事業会計規程（平成29年企業管理規程第1号）及び酒田市上下水道事業の契約に関する規程（平成17年企業管理規程第16号）の規定に基づき、酒田市上下水道部（以下「上下水道部」という。）が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。以下「物品購入等」という。）の事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(酒田市物品購入等事務取扱要領の準用)

第2条 上下水道部が発注する物品購入等の事務の処理については、酒田市物品購入等事務取扱要領を準用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。